

自然公園内で工事・開発などを行うときは、 事前にご確認ください



自然公園内で一定の行為を行う場合、許可又は届出が必要です。
迷ったら、行為を始める前に、まずご相談ください。

① 自然公園とは

自然公園は、国又は都道府県が優れた自然の風景地を保護するとともにその利用を図ることを目的として、自然公園法に基づき指定されています。

奈良県内の自然公園は、以下の通りです。

●吉野熊野国立公園

●金剛生駒紀泉国定公園

●高野龍神国定公園

●大和青垣国定公園

●生室赤目青山国定公園

●県立矢田自然公園

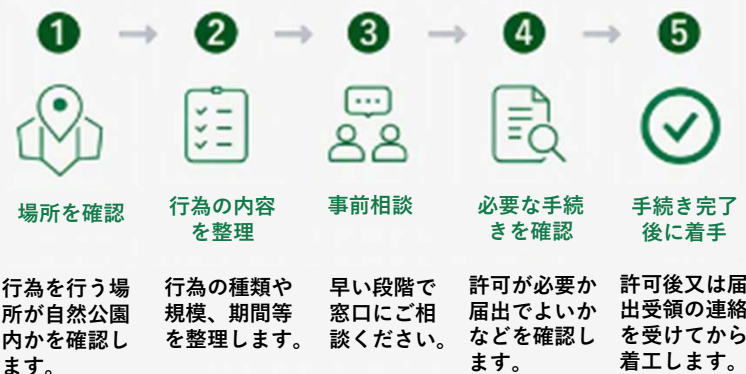
●県立吉野川津風呂自然公園

●県立月ヶ瀬神野山自然公園

奈良県内26市町村に自然公園が存在します。

吉野熊野国立公園内における行為の許可・届出については環境大臣所管のため、吉野管理官事務所（TEL：0746-34-2202）へお問い合わせください。

③ 手続きの流れ



② 手続きを要する行為（例）

次のような行為を行う場合、許可又は届出が必要になることがあります。



建築物の新増築



工作物の設置



土地の造成
切土・盛土



道路や
駐車場整備



土石の採取



資材置場の
設置



太陽光発電施設
の設置



木竹の伐採



看板等の
広告物の設置

必要な手続きは、行為の内容、地域・地種（区分）によって異なります。
詳細は、必ず事前にご相談ください。

④ 地域・地種（区分）について

自然公園内は、保護と利用の目的に応じて、以下の地域・地種（区分）に分かれています。

強い	特別保護地区	原則現状維持としています。
	第1種特別地域	
	第2種特別地域	
	第3種特別地域	一定の行為について許可が必要な地域です。
弱い	普通地域	一定の行為について届出が必要な地域です。

⑤ 自然公園区域を確認したい方へ

自然公園区域がどこか分からない場合は、奈良県ホームページの「区域照会申し込みフォーム」をご利用ください。

【区域照会申し込みフォーム】

<https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03J300000A0lkw&entry=1>

区域の確認には、行為の範囲を示した位置図が必要です。

⑥ 迷ったら、まず相談

奈良県 景観・自然環境課 自然環境調整係

☎ 0742-27-8749



受付時間：平日 8:30～17:15
(12:00～13:00 を除く)

